

災害をみんなで乗り越える！

被災生活を
支える

指定避難所

市民安全課 ☎85-6072

避難所・
避難場所
(ID:1025360)

大規模な災害が発生し、自宅で生活ができなくなったときの

避難先である指定避難所。皆さんは、避難所とすべき行動を知っていますか。

今回の特集では、地震災害時の避難行動や指定避難所の運営方法について紹介します。

避難所 Q & A

Q 指定福祉避難所は
指定一般避難所と
何が違うの？

A 指定福祉避難所は、
バリアフリー化されて
いる市公共施設を指定
しています。防災倉庫
には、指定一般避難所
の資器材に加えて、要
配慮者用のトイレなど
を備えています。

● **指定福祉避難所（16か所）**
被災者のうち、障がい者や妊産婦など
要配慮者とその家族が滞在する避難所
例 各ふれあいセンター、公民館など



● **指定一般避難所（41か所）**
被災者が滞在する避難所
例 小学校など



避難所には2種類あります

被災者が避難する場所として市が指定した施設のこと
で、自宅で過ごすことができない人の生活の場となる
ほか、物資供給や情報伝達の拠点となります。
また、支援物資が届くまでの備蓄食糧や資器材を収納
した防災倉庫を備えています。

指定避難所とは

マンホールトイレ



ガス発電機



段ボール間仕切り



いざというときに使えるよう、
事前に確認しておきましょう。

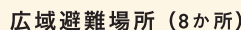
資器材の使い方を
動画で紹介しています

避難所に着いたら

☒ 安全が確認できるまで待機

市職員による施設の安全点検が完了するまで、グラウンドなど安全が確保できるスペースで待機します。

登録票を用いて、避難所利用の登録をします。登録によって、市は世帯ごとの安否や必要な支援助物資数の把握ができ、円滑な避難所運営につながります。登録票は市ホームページからダウンロードすることができます。あらかじめ記入し、非常持ち出し品と一緒に準備しておきましょう。



火災の予防になります。

効率的な救助活動のため、家族や地域の人に安否を知らせましょう。

火災の予防になります。

その際も避難所へ登録票を提出して
ください。避難所で支援物資を
受け取ることができます。



避難所を利用する登録者			
記入日	記入者氏名	自主避難／避難情報	
住所	避難種別	全壊／大規模半壊／中規模半壊半壊／準半壊／一部損壊 全焼／半焼／床上浸水／流出	
電話	自宅の被害状況	☐ 避難所 ☐ 自家用車（避難所敷地内に駐車） ☐ 避難所以外の場所	
その他連絡先（親戚等）	潜在を希望する場所	☐ 避難所 ☐ 自家用車（避難所敷地内に駐車） ☐ 避難所以外の場所	
避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人も記入）		けがや病氣・障がい・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語、国籍など、特に配慮が必要なこと	運営に協力できること（特扶・免許）
氏名	生年月日・年齢	性別	安否確認への対応
世帯主	年 月 日 (歳)		☐ 公開 ☐ 非公開
	年 月 日 (歳)		☐ 公開 ☐ 非公開
家族	年 月 日 (歳)		☐ 公開 ☐ 非公開
	年 月 日 (歳)		☐ 公開 ☐ 非公開
ペットの状況		種類（頭数）	☐ 同行希望（ペット登録台帳に記載） ☐ 自宅 ☐ 行方不明
自家用車（避難所に駐車する場合）	車種	色	ナンバー
郵便配達業務のため住所、氏名を郵便局に開示してよいですか		☐ よい ☐ よくない 郵便物の配達方法 ☐ 自宅への配達 ☐ 避難所への配達 ☐ その他への配達（郵便局へ転居届を提出してください）	

※ 実際の様式を簡略化しています。

避難所、自宅、車など

アレルギーや疾病、障がいの有無、妊産婦、
言語など

住所や氏名の公開可否

避難者全体が把握できるため、
漏れのない支援が可能に！

！災害発生当日！

受け入れ場所の指定

事前に決められた立ち入り制限区域などを確認し、受け入れ場所のレイアウトなどを指定します。

受け付け

受け付けを設置し、登録票を記入してもらいます。また、登録票を基に名簿を作成し、避難者の数などを把握します。



グループ分け

避難所利用者を10世帯程度のグループに分け、グループごとに同じスペースで滞在してもらいます。また、グループごとに代表者を選出します。

ポイント

- ・顔見知りが集まれるように配慮する
- ・高齢者だけとなる編成は避ける
- ・避難所以外の場所に滞在する人は、滞在する場所ごとや町内会ごとに分ける

食糧や物資などは、グループの代表者を通じてグループごとに配布されます。
また、炊き出しや共有スペースの掃除なども、グループごとに当番制で行います。

避難所ルールの作成

防災倉庫にある「避難所でのルール」の様式を使ってルールを作成し、避難所に掲示します。

消灯時間は〇時にしよう／



安全対策

防犯のため、夜間に1組2人以上で見回りを行います。

状況が落ち着き次第

避難所運営委員会の設置

各グループの代表者や区・町内会・自治会などの役員、市職員などで組織し、避難所内の規則や運営方針を決めます。

多様な視点が反映されるように配慮しましょう。また、特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代するなど、利用者同士で協力しましょう。

運営班の設置

各グループの中から班員を選出し、避難所運営委員会の方針に沿って運営します。

避難所は利用者が協力して運営

避難所の運営は利用者が中心となり、市は物資供給や情報伝達などの後方支援を担います。運営の流れや実際に使用する資料などは、「春日井市避難所運営マニュアル」を参考にしましょう。



避難所運営
マニュアル
(ID:1024482)

運営班

総務班

入所・退所の手続き、
問い合わせ対応など

連絡・広報班

情報の収集・伝達、
取材対応など

委員会



区・町内会
・自治会長

グループ長
など

市職員

運営方針の決定・見直し、
災害支援本部との連携など

ボランティア班

ボランティアの
受け入れ、
役割決めなど

食料・物資班

物資の管理、
炊き出しなど

屋外支援班

避難所以外の
場所に滞在する人
への対応など

保健・衛生班

衛生管理、医療救護、
ペットの受け入れ
など

施設管理班

施設・設備の安全点検、
防犯対策など

要配慮支援班

要配慮者の個別対応、
医療機関との連携など

避難所の仕組み

運営班の設置後は、避難所運営
委員会が定めた運営方針のも
と、運営班が定めたルールに
従って避難所を運営します。

要請・報告



支援

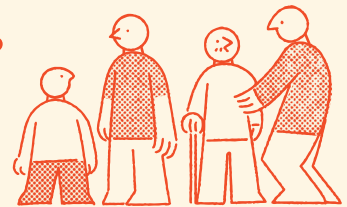
市の
災害支援本部

利用者グループ

情報提供・
ルール決め



班員選出



A
グループ

B
グループ

C
グループ

家庭での備蓄を確認しましょう

指定避難所の備蓄食糧は、数や種類に限りがあります。また、避難生活で必要となるものは、年代や健康状態などによって一人一人異なります。防災用品は、各家庭に合わせて必要なものを確認し、最低でも3日分、可能であれば1週間程度を目安に用意しておきましょう。また、定期的に状態を確認しましょう。

● 非常持ち出し品

避難所などで生活を送るために必要となるものです。いつでも持ち出せる場所に用意しておきましょう。

● 備蓄品

被災後でも自宅が安全な場合に、自宅で生活を送るために必要となるものです。家庭の冷蔵庫にある食料品やカップラーメン、缶詰めなども備蓄品になります。食糧のほかに、トイレットペーパーなどの日用品も備蓄しておきましょう。被災後に自宅で生活を送る場合、指定避難所は食糧や物資の配給と市からの情報を確認する場所として活用できます。

非常持ち出し品や備蓄品の例は
市ホームページで確認できます



非常用品
の準備
(ID:1004180)

